

日本年金機構の主要統計⑬

(平成23年7月29日公表)
【公表日現在の最新情報を掲載】

【適用関係】

(単位:人、箇所、円)

① 被保険者・事業所情報 (平成23年4月末現在)	国民年金		厚生年金保険					
	被保険者数		適用事業所数		被保険者数			標準報酬月額の 平均(船員含む)
					船員を除く		船員	
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者	男子(坑内員含む)	女子		
		19,078,947	9,980,451	1,746,963	4,810	22,389,497	12,360,591	54,926

【徴収関係】

(単位:千円、万円)

② 国民年金保険料収納済歳入額及び納付状況	保険料収納済歳入額(平成23年度4月分)			保険料納付状況(平成23年5月末現在)				
	合計	現年度	過年度	現年度分			過年度分	
				納付月数	納付対象月数	納付率(23年度)	納付率(21年度)	納付率(22年度)
	175,618,167	169,149,120	6,469,047	721	1,406	51.3%	63.5%	59.9%

※現年度分の保険料納付状況は、平成23年5月末納付期限の平成23年4月分のものである。

※過年度分の保険料納付状況は、平成21年度分：21年4月～23年5月末まで、平成22年度分：22年4月～23年5月末までの納付率である。

(単位:千円)

③ 厚生年金保険料徴収状況(累計)	保険料徴収状況(平成23年度4月末現在)				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率(注)
	1,090,563,637	273,844,966	705,138	816,013,534	25.1%

(注)口座振替による保険料納付は、月末が土・日曜日の場合、翌月に引き落としが行われるため収納率が低くなる。

【年金給付関係】

(単位:人、円)

④ 国民年金年金受給者数 (平成23年4月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額
	34,860	28,359,678	54,281	27,616	26,534,072	52,933	6,295	1,718,853	73,535	949	106,753	79,329

※「国民年金受給者」とは、旧法抛出处国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せしている方を含む。(※その他、4月末現在の老齢福祉年金受給者：4,923人)

※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

(単位:人、円)

⑤ 厚生年金保険年金受給者数 (平成23年4月末現在)	合計			老齢給付			障害給付			遺族給付		
	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額	4月新規決定	月末現在	平均年金月額
	137,147	29,518,760	105,423	A …… 46,085 B …… 63,654	A …… 13,432,630 B …… 10,894,085	A …… 152,614 B …… 55,228	2,307	377,720	104,985	25,101	4,814,325	87,372

※「厚生年金保険受給者」とは、旧法と新法厚生年金保険の受給者の合計であり、新法厚生年金保険の受給者には同時に新法基礎年金を受給している方を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※「老齢給付」は、A：老齢相当(被保険者期間が20年以上、中高齢特例の適用)、B：老齢相当以外のものである。

※【平成19年4月1日施行】厚生年金保険・国民年金の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、314件である。(平成23年5月末現在)

(単位:万件、億円)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (平成23年6月定時支払)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	6,015	71,221	4,534	50,148	1,422	13,843

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

【その他のサービス】(平成23年6月分)

(単位:件)

⑦「年金請求書の事前送付(A4版請求書)」「 ⑧「65歳年金請求書(はがき)」「 ⑨「老齢年金のお知らせ(はがき)」「 ⑩「年金加入期間の確認について(はがき)」「 ⑪「69歳到達年金未請求者へのお知らせ(はがき)」「 ⑫「インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス(ID・パスワード)」	⑦「年金請求書の事前送付 (A4版請求書)」	⑧「65歳年金請求書(はがき)」	⑨「老齢年金のお知らせ (はがき)」	⑩「年金加入期間の確認に ついて(はがき)」	⑪「69歳到達年金未請求者への お知らせ(はがき)」	⑫「ねんきんネット」 ユーザID発行件数
	124,275	73,886	16,550	10,777	1,449	44,425

※⑦は、年金支給年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を60歳または65歳到達月の3ヶ月前に送付

※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生日の初旬に送付

※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付

※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付

※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方(昭和17年5月2日以後生まれ)に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付

※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力しログインすることにより年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数